平成２２年（フ）第２０１０号
札幌市南区藤野３条４丁目３番23号
破産者　仲西　　憲
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９５９号
札幌市北区新琴似12条３丁目１番18号
破産者　笹山　順夫
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
北海道室蘭市山手町２丁目７番31―107号、前住所北海道室蘭市中島町３丁目33番３号
破産者　松田　明美（旧姓小野寺）
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
釧路市緑ケ岡６丁目９番８号
破産者　岡田　武人
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
釧路市緑ケ岡６丁目９番８号
破産者　岡田　淑子
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３８３号
茨城県ひたちなか市和田町２丁目３番４号
破産者　黒沢　勝行
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６９９号
横浜市中区本牧原11番１―702号
破産者　吉田　一衛
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７９８号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸６番４号　小合荘103号室
破産者　高野　　博
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８９６号
横浜市鶴見区寛政町27番13号　ユナイトステージＫＡＮＳＥＩサーフサイド102号
破産者　小山　　磨
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12　三浦海岸ハイツ２―224
破産者　細川　治彦
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６６号
長野県上田市踏入２丁目４番５号
破産者　小林　増春
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１５８号
長野県千曲市上山田温泉２丁目33番地９
破産者　若林　　愛
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８８号
長野県佐久市跡部119番地
破産者　須江　俊明（旧姓霜田）
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第９２号
長野県小諸市大字御影新田2488番地18
破産者　田中　利江
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第５９１号
滋賀県湖南市岩根499番地366
破産者　木村　直棋
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
滋賀県守山市浮気町160番地
破産者　西村　英世
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０３号
大津市雄琴１丁目２番25号
破産者　レークウエストオートこと　小谷　智
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４９号
滋賀県高島市マキノ町海津2313番地
破産者　松﨑　恭子
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２２６号
神戸市中央区若菜通６丁目４番15―201号
破産者　小料理いなのこと　稲野　和江
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５９号
神戸市灘区大和町２丁目３番17―205号
破産者　大山　尚六
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部